

奈良県広域水道企業団設立に係る危機管理計画等策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

奈良県広域水道企業団設立に係る危機管理計画等策定支援業務委託

2. 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月21日まで

3. 業務の目的

本業務は、令和4年度に締結した「水道事業等の統合に関する基本協定」及び「奈良県広域水道企業団基本計画」に基づき、令和7年4月より「奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）」の事業を開始するため、必要となる危機管理計画等を迅速かつ的確に整備するための支援を行うことを目的とする。

なお、企業団を構成する団体（以下「構成団体」という。）は以下のとおり。

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合
--

4. 委託業務の内容

(1) 業務実施の計画、協議

受注者は業務実施の当初に、実施体制、計画を提出し、発注者の承認を経て業務を開始すること。

(2) 庁内検討、構成団体協議するための調査・整理

① 構成団体（県、26市町村等）の現状の把握および整理

各団体の危機管理対策マニュアル、地域防災計画をはじめ、連絡体制、給水車、備蓄等の状況を整理。

② 統一危機対策管理規定等策定にあたり、検討が必要な項目の洗い出し

③ 統一危機対策管理規定等策定にあたり、有識者（2名以上大学教授程度）への意見聴取（各報告書10ページ程度）

④ 統一危機対策管理規定等策定にあたり、参考となる先進事例（2例以上）の調査報告（各報告書10ページ程度）

(3) (2) を受けて庁内検討、構成団体協議を行うのでそれを踏まえた統一危機対策管理規定等の素案作成

(作成想定は以下のとおり。但し、分類等は想定であり一括りにした方が効果的であるなど、技術提案により変更可。)

① 危機管理指針

各種危機対策関係の基本的な指針として、基本的な体制、事前対策、復旧作業、対訓練等に関する必要な事項を定める。

② 危機対策マニュアル

以下の各項目について、危機が発生した際にその危機に対してどのように対応するかを事前に定める。

(策定項目)

地震対策、風水害対策、水質汚染事故対策、施設事故・停電対策、管路・給水装置事故対策テロ対策、渇水対策、応援受入、感染症対策 など企業団本部の危機対策マニュアルの他に市町村事務所ごとの対策マニュアルが必要。令和6年10月を目途に事務所対策マニュアル準則を作成、11月以降各市町村にて作成できるようにすること。

③ 業務継続計画 (BCP)

危機発生時に通常業務を縮減し継続するため、事前に優先順位等を定める。災害編 (感染症以外) と感染症編に分けて定める。

本部、事務所を一体とした計画の策定を想定しているが、技術提案により変更することは可能。

(4) 業務打合せ

受注者においては、平常時より発注者と密に連絡がとれる体制をとり、委託期間において10回程度の業務進捗の打合せを実施すること。但し方法はweb会議、対面を問わない。県、市町村の担当によるワーキンググループ等への参加も含まれる。

(5) 成果物の納入

① 成果物と納期は下記のとおりとする。

ア) 業務報告書 (Wordデータ) 令和7年3月21日まで

イ) 奈良県広域水道企業団危機管理指針 (案) (Wordデータ)

令和7年1月13日まで

ウ) 奈良県危機対策マニュアル (案) (Wordデータ) 令和7年1月13日まで

エ) 事務所対策マニュアル準則 (Wordデータ) 令和6年10月30日まで

オ) 奈良県広域水道企業団業務継続計画 令和7年1月13日まで

※上記納期の後、修正をへて最終納品とする。

※上記の分類等については技術提案の上、発注者と協議により変更可とする。

② 納品場所

〒630-8113 奈良市法蓮町7 5 7 奈良総合庁舎4階
奈良県水道局総務課

5. その他業務履行にあたっての留意事項

別紙に定める「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。